

専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年6月6日提出

秦野市長 古谷義幸



専 決 処 分 書

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額  
635,796円
- 2 賠償の相手方  
秦野市鶴巻131番地  
関野 勉

平成28年5月20日

秦野市長 古 谷 義 幸



事故の概要

- (1) 発生日時  
平成28年4月6日午前7時45分頃
- (2) 発生場所  
秦野市曾屋5890番196先
- (3) 事故の状況  
関野勉さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道7号線を走行中、市道区域内の枯れ木が倒れて車両と接触し、その一部が損傷した。
- (4) 本市の責任原因  
市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵
- (5) 本市の責任割合  
100パーセント